

6 国の一般会計歳入及び国税収入決算額（平成21～25年度）

(1) 国の一般会計歳入決算額

(単位 億円)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一 般 会 計 歳 入 総 額	1 071 142	1 005 346	1 099 795	1 077 620	1 060 447
租 税 及 び 印 紙 収 入	387 331	414 868	428 326	439 314	469 529
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	153	155	160	163	437
政 府 資 産 整 理 収 入	1 447	7 852	2 895	2 269	3 277
雑 収 入	117 553	98 033	75 712	42 741	45 909
公 債 収 入	519 550	423 030	540 480	500 492	434 545
前 年 度 剰 余 金 受 入	45 108	61 408	52 222	92 641	106 749
決 算 調 整 資 金 受 入	-	-	-	-	-

(資料) 財務省「平成25年度決算の説明」

(2) 国 税 収 入 決 算 額

(単位 億円)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国 税 収 入 総 額	402 433	437 074	451 754	470 492	512 274
一 般 会 計 分	387 331	414 868	428 326	439 314	469 529
所 得 税	129 139	129 844	134 762	139 925	155 308
源 泉 分 分	104 995	106 770	110 108	114 725	127 592
申 告 分	24 144	23 073	24 654	25 200	27 717
法 人 税	63 564	89 677	93 514	97 583	104 937
相 続 費 税	13 498	12 504	14 744	15 039	15 743
消 費 税	98 075	100 333	101 946	103 504	108 293
酒 税	14 168	13 893	13 693	13 496	13 709
た ば こ 税	8 224	9 077	10 315	10 179	10 375
揮 発 油 税	27 152	27 501	26 484	26 219	25 743
石 油 ガ ス 税	123	119	113	107	103
航 空 機 燃 料 税	793	749	462	494	522
石 油 石 炭 税	4 868	5 019	5 191	5 669	5 995
電 源 開 発 促 進 税	3 293	3 492	3 314	3 280	3 283
自 動 車 重 量 税	6 351	4 465	4 478	3 969	3 814
関 税	7 319	7 859	8 742	8 972	10 344
と 他 税 入	89	95	97	98	100
そ の 収 入	1	1	2	0	1
印 紙 収 入	10 676	10 240	10 469	10 777	11 261
交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 分	13 198	20 581	21 833	22 598	25 758
地 方 揮 発 油 税	2 905	2 942	2 834	2 805	2 754
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	123	119	113	107	103
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)	144	136	132	141	149
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	3 176	3 065	3 073	2 724	2 617
特 別 と 他 税	111	119	121	123	125
地 方 法 人 特 別 税	6 739	14 200	15 560	16 698	20 010
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 分	1 904	1 625	1 595	1 575	1 605
た ば こ 特 別 税	1 904	1 625	1 595	1 575	1 605
東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計	-	-	-	7 005	15 381
復 興 特 別 所 得 税	-	-	-	511	3 338
復 興 特 別 法 人 税	-	-	-	6 494	12 043

(資料) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」

(備考) 1 地方法人特別税は、平成20年度税制改正において地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された。

2 地方揮発油税は、平成21年度税制改正において地方道路税が使途制限を廃止し、改称されたものである。

3 復興特別所得税および復興特別法人税は、東日本大震災からの復興施策に必要な財源を確保するため、平成24年度から導入された。